

～令和5年度～

# 板橋区

## 【お 知 ら せ】

### ●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日
  
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
  - ・特定健康診査受診券
  - ・被保険者証
  
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
  
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、必ず予約をしてください。
- ・板橋区民(住民登録がある)の方は追加項目が受診できます。